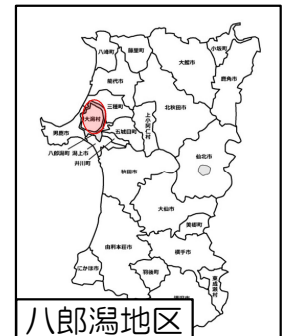


■ 国営事業実施地区の紹介

■ 八郎潟地区（秋田県）

【事業の目的】

本地区は、国営八郎潟干拓事業により造成された築造後40年以上経過し老朽化が著しい農業水利施設を改修することにより、農業用水の安定供給、湛水被害の防止、維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定を目指しています。また、併せて水質保全機能の増進に資する農業水利施設を整備し、流域の水質保全にも貢献することとしています。



【事業計画】

関係市町村	大潟村		受益面積	11,733ha
主要工事計画	施設	内容	備考	
	用水取入口	5箇所	改修	
	幹線用水路	93.6km	改修	
	幹線排水路等	11.1km	改修	
	水管理施設	1式	新設	

【令和6年度工事】

令和6年度に実施している工事は、幹線用水路の改修工事で3路線、延長合計約2.3kmをパイプライン（FRPM管 口径600～1500mm）に更新する工事をしております。

令和6年度工事実施状況写真



〈A1-4幹線用水路〉〈F2幹線用水路〉〈C1-3幹線用水路〉

■ 横手西部地区（秋田県）

降雨形態の変化等による湛水被害がたびたび発生していることなどを踏まえ、流入量の増加に対応した排水系統への再編と老朽化した施設の改修を平成24年度から行っています。



関係市町村	横手市、大仙市		受益面積	9,071ha
主要工事計画	施設	内容	備考	
	用水取入口	8路線 (L=48.2km)	改修	

※ 事業費の変動に伴う事業計画の変更手続きを進めており、上表は変更後の計画概要を表したものの。



事業実施前



事業実施後

令和6年度までに整備済みの区間
令和7年度以降に整備予定の区間

令和6年度までに予定延長の約8割の整備を終えており、引き続き、維持管理や周辺農地の湛水被害の軽減など、効果の早期発現を図りつつ、事業完了に向けて工事を進めています。

【管内紹介】

■ 成瀬皆瀬地区（秋田県）

【事業計画の概要】

関係市町村	横手市、湯沢市、大仙市		受益面積	10,060ha
主要工事計画	施設	内容	備考	
	皆瀬ダム取水塔	1式	改修、耐震化対策	
	皆瀬3号幹線用水路	1.5km	改修	
	成瀬1号幹線用水路	2.5km	改修	
	その他かんがい施設	1式	改修	



本事業は、前歴の国営雄物川筋農業水利事業で造成された農業水利施設の老朽化に伴い、施設機能の低下が生じているため、施設の改修を行い機能の回復を図ります。また、皆瀬ダム取水塔の改修を行い耐震対策も併せて一体的に整備します。

【令和6年度工事の実施状況】

皆瀬3号幹線用水路



着手前の状況



施工中の状況

■ 旭川地区（秋田県）

【事業計画の概要】

関係市町村	横手市、大仙市、美郷町		受益面積	3,159ha
主要工事計画	施設	内容	備考	
	あいののダム	1式	改修、耐震化対策	
	新一の堰頭首工	1式	改修、耐震化対策	
	新上堰頭首工	1式	改修、耐震化対策	
	大戸川頭首工	1式	改修、耐震化対策	
	旭川左岸幹線用水路	9.8km	改修、耐震化対策	
	旭川右岸幹線用水路	3.3km	改修	
	三の堰用水路	2.8km	改修	
	大戸川注水路	0.8km	新設	
	水管理施設	1式	改修	



旭川地区

【地区の特徴】

本地区では、地区の一部で河川形状の変化、施設の老朽化等によって安定的な用水供給や用水管理の効率性において、支障を来しています。

本事業により、取水施設の統廃合による用水系統の再編を実施し、また、水管理システムを整備することにより、農業用水の安定供給と維持管理に要する費用、労力の軽減を図ることとしており、鋭意事業推進に努めています。

【令和6年度工事の実施状況】



▲あいののダム（耐震対策）



▲大戸川頭首工（R6供用開始）

【管内紹介】

■ 最上川下流左岸地区（山形県）

【地区の状況】

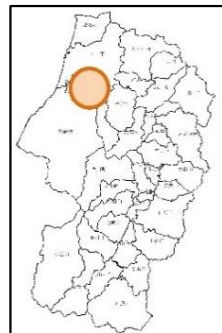
地区内の農業水利施設は、県営かんがい排水事業等により造成され、湛水被害の軽減に寄与してきました。しかし、近年の降雨量の増加や土地利用の変化に伴い、排水施設的能力以上の水量が地区内に流入し湛水被害が生じています。また、ポンプ設備の油漏れや積みブロックの欠損等、施設の老朽化により維持管理に多大な労力を要しています。

【事業の目的】

排水システムの再編を行うとともに、排水機場や水管理施設等の改修・新設を行うことで、農業生産性の維持向上及び農業経営の安定に資することとしています。

【工事の概要】

本事業では6か所の排水機場を整備し各機場の排水能力を強化することで排水量の合計が $54.40\text{m}^3/\text{s}$ （旧機場排水量合計の約1.9倍）となり、受益地の排水不良を大幅に改善させます。また、排水路の補修工事と、湛水被害が発生しやすい京田川エリアの排水の一部を最上川に排水する放水路の改修・新設等も行います。



▲毒蛇排水機場

主要工事計画

関係市町村	酒田市、庄内町、鶴岡市		受益面積	5,921ha
	施設	内容	備考	
主要工事計画	排水機	6箇所	改修・新設	
	排水路	5.6km	改修・新設	
	水管理施設	1式	新設	

■ 地上権の設定・更新業務について

国営土地改良事業により造成した水路のうち地下に埋設したパイプライン等施設については、区分地上権を設定し施設の権利保全を図っているところですが、昭和40年代から平成の初頭頃までに設定した区分地上権は有期限（設定期間50年等）での権利設定となっています。

しかしながら、造成した施設は適正な維持管理及び計画的な機能診断による効率的な補修・改修等を行うことにより長寿命化が図られ、設定期間満了後も施設が存在することから期間の更新が必要であり、全国的な取り組みとして区分地上権の期間更新を行っているところです。

西奥羽管内（秋田県、山形県）では直近10年間で約1,500筆の土地について設定期間満了となることから、当所としても計画的に更新事務を進めています。

なお、区分地上権の設定から長い年月が経過したため、土地利用形態の変化や土地所有者の変更等が原因で地下工作物の存在を知らない土地所有者も多く、更には権利意識の高揚等の理由により、区分地上権の設定及び期間更新について土地所有者の協力を得られないケースも全国的に数多く見受けられるところですが、土地所有者に対しては土地改良事業の重要性を丁寧に説明し、区分地上権設定・更新に理解をいただきながら期間更新を進めています。

